



職第459号
令和2年3月27日

各任命権者 殿

徳島県知事



職員の退職手当に関する条例の運用方針について（通知）

この度、職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の運用方針について別紙のとおり定め実施することとしたので、各所属に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。